

平成 2 1 年 3 月
総務省自治行政局公務員部福利課

地方議会議員年金制度について

1 創設の経緯

昭和 3 6 年 6 月 地方議会議員互助年金法公布（→ 7 月互助会発足）

- 任意加入の互助年金制度
- 議員立法

昭和 3 7 年 9 月 地方公務員共済組合法公布（→ 1 2 月から施行）

- 強制加入の共済年金制度

以後、一時金の創設、公費負担の導入等により制度の充実が図られた。

2 制度の運営主体

都道府県 : 都道府県議会議員共済会

市 : 市議会議員共済会

町村 : 町村議会議員共済会

3 平成 1 4 年改正の内容

地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金、退職一時金等の給付水準を原則 2 割引き下げるなどの給付面における見直しを行うとともに、収入面についても会員の掛金率・特別掛金率の引上げ、地方公共団体の負担金率の引上げを行うこととした（平成 15 年 4 月施行）。

4 平成 1 8 年改正の内容

市町村合併の急速な進展等による年金財政の悪化に対応するため、退職年金、退職一時金等の給付水準を原則 12.5%（既裁定者等については 10%）引き下げるなどの給付面における見直しを行うとともに、収入面についても会員の掛金率・特別掛金率の引上げ、合併の影響に対する時限的な激変緩和措置を含む地方公共団体の負担金率の引上げを行うこととした（平成 19 年 4 月施行）。また、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位一元化を行った（平成 18 年 10 月施行）。

5 今後の課題

市町村合併の大規模かつ急速な進展による予想を上回る議員数の減少や、地方行革の一環としての議員定数・議員報酬の削減により、議員年金の財政状況はきわめて厳しいことから、これらの要因による議員数の減少等を踏まえて、給付と負担の見直しを含めた制度改正を検討する予定。

地方議会議員年金制度について

(平成20年4月1日現在)

制 度 の 概 要		
掛 金 率 ※定款で規定	(共済会の区分) 都道府県 市 町村 標準報酬月額× 13/100 16/100 16/100	
特別掛金率 ※定款で規定	(共済会の区分) 都道府県 市 町村 期末手当額× 2/100 7.5/100 7.5/100	
地方公共団体の 負担金率 ※省令で規定	(共済会の区分) 都道府県 市 町村 標準報酬月額× 10/100 12/100 12/100 (合併に伴う激変緩和(10年+5年漸減) 4.5/100 4.5/100)	
退 職 年 金	受給資格 在職12年以上	
	支給開始年齢	○平成7年4月1日以降新たに議員となった者 65歳 ただし、昭和22年4月2日～24年4月1日生の者 64歳 昭和20年4月2日～22年4月1日生 63歳 昭和20年4月1日以前に生まれた者 62歳 ○昭和61年4月1日以降 平成7年3月31日までに 新たに議員となった者 60歳 ○昭和61年3月31日以前の議員歴を有する者 55歳
	年金額	19.4.1以後初めて議員になる者 平均標準報酬年額×{35/150+0.7/150×(在職年数-12年)} 19.3.31以前に議員であった者で、19.4.1以後受給権が発生した者 平均標準報酬年額×{36/150+0.72/150×(在職年数-12年)} 15.4.1以後19.3.31までに退職年金の受給権が発生した者 平均標準報酬年額×{40.5/150+0.81/150×(在職年数-12年)} 15.3.31以前に退職年金の受給権が発生した者 標準報酬年額×{45/150+0.9/150×(在職年数-12年)}
	重複加入	被用者年金との重複期間がある場合は年金額から40%を控除
高額所得者の一部支給停止	退職年金額が190.4万円以上で、前年の退職年金等を除く総所得が500万円を超えるときは、690.4万円を超える額の1/2相当額を支給を停止	
退 職 一 時 金	受給資格 在職3年以上12年未満	
	一時金額	掛金総額 × 49(50)/100 (在職3年以上4年以下) 56(57)/100 (在職4年を超え8年以下) 63(64)/100 (在職8年を超え12年未満) ※括弧内は19.3.31以前の議員歴を有する者の場合
遺族年金	在職12年以上の議員又は退職年金受給者が死亡したときに、その遺族に退職年金の1/2相当額を支給	
遺族一時金	在職3年以上12年未満の議員が死亡したときに、その遺族に退職一時金と同額を支給	

【会員数及び受給権者数】 ※退職年金には、若年停止及び在職停止者を含む。

	都道府県議会議員共済会			
	会員数	退職年金 受給権者数	遺族年金 受給権者数	成熟度
平成 15 年度	2,834 人	2,037 人	1,456 人	123.3%
平成 16 年度	2,804 人	1,965 人	1,480 人	122.9%
平成 17 年度	2,781 人	1,926 人	1,494 人	123.0%
平成 18 年度	2,726 人	1,853 人	1,499 人	123.0%
平成 19 年度	2,765 人	2,138 人	1,501 人	131.6%
平成 20 年度 (20 年 12 月)	2,742 人	2,096 人	1,491 人	130.8%

	市議会議員共済会			
	会員数	退職年金 受給権者数	遺族年金 受給権者数	成熟度
平成 15 年度	19,315 人	18,545 人	11,662 人	156.4%
平成 16 年度	23,602 人	23,308 人	14,582 人	160.5%
平成 17 年度	26,640 人	35,387 人	20,983 人	211.6%
平成 18 年度	24,170 人	38,530 人	22,871 人	254.0%
平成 19 年度	22,142 人	40,082 人	23,267 人	286.1%
平成 20 年度 (20 年 12 月)	21,856 人	39,235 人	23,434 人	286.7%

	町村議会議員共済会			
	会員数	退職年金 受給権者数	遺族年金 受給権者数	成熟度
平成 15 年度	36,416 人	35,850 人	20,829 人	155.6%
平成 16 年度	27,690 人	32,881 人	19,756 人	190.1%
平成 17 年度	16,287 人	22,287 人	13,804 人	221.6%
平成 18 年度	15,541 人	18,498 人	11,455 人	192.7%
平成 19 年度	13,677 人	19,481 人	11,527 人	226.7%
平成 20 年度 (20 年 12 月)	13,365 人	18,179 人	11,477 人	221.9%

【被用者年金との重複期間控除該当者数】（括弧内は受給権者全体に占める比率）

（平成20年12月31日現在）

	都道府県議会 議員共済会	市議会 議員共済会	町村議会 議員共済会
退職年金	929 人 (44.3%)	10,844 人 (27.6%)	3,941 人 (21.7%)
遺族年金	555 人 (37.2%)	4,565 人 (19.5%)	1,768 人 (15.4%)
合 計	1,484 人 (41.4%)	15,409 人 (24.6%)	5,709 人 (19.3%)

平成14・18年の地方議会議員年金の制度改正比較表

(収入面の見直し)

		平成14年改正前	平成14年改正後	平成18年改正後	14年改正前と 18年改正後の比較
掛金率(%) (対標準報酬月額)	都道府県	11	12	13	+2
	市	11	13	16(※2)	+5
	町村	13	15	16	+3
特別掛金率(%) (対期末手当額)	都道府県	0.5	2	2	+1.5
	市		5(※1)	7.5	+7
	町村				
負担金率(%) (対標準報酬月額)	都道府県	9.5	10	10	+0.5
	市		10.5	12	+2.5
	町村		11		
市町村合併の影響に対する激変緩和 措置としての負担金率(%) ※平成19～28年度		—	—	4.5(※3)	+4.5

※1：平成15，16年度は2.5%

※2：平成19年度は14.5%

※3：平成19年度は市については3.5%

(給付面の見直し)

○退職年金の年金額

$$\text{年金額} = \text{標準報酬年額} (\ast) \times \{X/150 + Y/150 (\text{在職年数} - 12)\}$$

※14年改正以降(平成15年度前の既裁定者を除く。)については、平均標準報酬年額(退職日の属する月以前の在職期間12年間の標準報酬月額を12で除した額)

平成14年改正前	平成14年改正後	平成18年改正後	14年改正前と18年改正後の比較(減少率)
○本則	○15年度前の既裁定者	○15年度前の既裁定者	▲10%
X=50 Y=1	X=50 Y=1	X=45 Y=0.9	
	○15年度前の議員歴を有する者	○15~18年度の既裁定者	▲19%
	X=45 Y=0.9	X=40.5 Y=0.81	
	○本則 (15年度以降初めて議員となる者)	○19年度前の議員歴を有する者	▲28%
	X=40 Y=0.8	X=36 Y=0.72	
		○本則 (19年度以降初めて議員となる者)	▲30%
		X=35 Y=0.7	

○退職年金のその他の制度

平成14年改正前	平成14年改正後	平成18年改正後
算定上の在職年数の上限（年）		
50	50	30
重複加入期間の控除率（%）		
25	40	40
高額所得者の一部支給停止		
退職年金額272万円以上で前年の退職年金以外の課税総所得金額が700万円を超えるときは、その合計額が基準となる額を超える部分について、超過累進で退職年金額の35～50%を支給停止	退職年金額217.6万円（改正前の議員歴を有する者は244.8万円）以上で前年の退職年金以外の課税総所得金額が700万円を超えるときは、その合計額が基準となる額を超える部分について、超過累進で退職年金額の35～50%を支給停止	退職年金額190.4万円以上で前年の退職年金以外の総所得金額が500万円を超えるときは、その合計額が基準となる額を超える部分について、一律に退職年金額の50%を支給停止

○退職一時金 ※括弧内は制度改正以前の議員歴を有する者

（対掛金総額（%））	平成14年改正前	平成14年改正後	平成18年改正後	14年改正前と18年改正後の比較（減少率）
在職3年以上4年以下	70	56（63）	49（50）	▲30%
在職4年超8年以下	80	64（72）	56（57）	▲30%
在職8年超12年未満	90	72（81）	63（64）	▲30%

○遺族年金の年金額

※遺族年金の年金額は法律上、退職年金の1/2であるが、便宜的に退職年金と同様の形式で表したものの。

平成14年改正前	平成14年改正後	平成18年改正後	14年改正前と 18年改正後の比較 (減少率)
○本則	○15年度前の既裁定者からの転給	○15年度前の既裁定者から19年度前に転給	▲0%
X=25 Y=0.5	X=25 Y=0.5	X=25 Y=0.5	
		○15年度前の既裁定者から19年度以降転給	▲10%
		X=22.5 Y=0.45	
	○15年度前の議員歴を有する者からの転給	○15~18年度の既裁定者から19年度前に転給	▲10%
	X=22.5 Y=0.45	X=22.5 Y=0.45	
		○15~18年度の既裁定者から19年度以降転給	▲19%
		X=20.25 Y=0.405	
	○15年度以降初めて議員となる者からの転給	○19年度前の議員歴を有する者からの転給	▲28%
	X=20 Y=0.4	X=18 Y=0.36	
		○19年度以降初めて議員となる者からの転給	▲30%
		X=17.5 Y=0.35	